

第1回智頭町議会臨時会会議録

令和8年1月16日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第1号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第6号）
- 第 5. 議案第2号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 6. 議案第3号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7. 議案第4号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 8. 議案第5号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 第 9. 議案第6号 令和7年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10. 議案第7号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第4号）
- 第11. 議案第8号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第12. 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第1号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第6号）
- 第 5. 議案第2号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 6. 議案第3号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7. 議案第4号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 8. 議案第5号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 第 9. 議案第6号 令和7年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10. 議案第7号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第4号）

第11. 議案第8号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第12. 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正について

1. 会議に出席した議員（10名）

1番 古田 浩	2番 仲井 莖
3番 西尾 寿樹	4番 田中 賢
5番 谷口 翔馬	6番 波多 恵理子
7番 大河原 昭洋	8番 谷口 雅人
9番 岡田 光弘	10番 安道 泰治

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（13名）

町 長	金 兒 英 夫
副 町 長	矢 部 整
教 育 長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者	國 岡 厚 志
総 務 課 長	山 本 洋 敬
企 画 課 長	迎 山 恵 一
税務住民課長兼水道課長	西 川 公 一 郎
教 育 課 長	竹 内 学
山 村 再 生 課 長	北 村 直 也
地 籍 調 査 課 長	川 本 均
福 祉 課 長	前 田 美 由 紀
総 務 課 参 事	國 岡 ま ゆ み
病 院 事 務 部 長	福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	福 安 充 子
書 記	山 崎 里 奈

開 会 午後 2時00分

開 会 あ い さ つ

- 議長（安道泰治） ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、令和8年第1回智頭町議会臨時会を開会します。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

- 議長（安道泰治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、大河原昭洋議員、
8番、谷口雅人議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

- 議長（安道泰治） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（安道泰治） 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3． 諸般の報告

- 議長（安道泰治） 日程第3、諸般の報告を行います。
監査委員から地方自治法第235条の2第3項並びに第199条第9項の規定
に基づき、令和7年12月分の例月出納検査報告書並びに令和7年度定期監査結

果報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、今臨時会の説明員につきましては、1月14日付をもって、町長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第1号から日程第12．議案第9号まで 9議案
一括上程

○議長（安道泰治） これから、議案第1号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第6号）から議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正についての9議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、令和8年第1回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

まず、本年1月6日に発生した島根県東部を震源地とする地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げるとともに、被災地の安全と一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

また、被災地等において、救援や復旧支援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、本町といたしましても関係機関と連携の上、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

それでは、本臨時会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

議案第1号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第6号）については、各費目にわたって、令和7年人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠した職員給及び諸手当の改定などに伴う経費のほか、物価高騰対策として、国の交付金を活用した、5事業に要する経費を計上しています。

民生費の児童福祉費では、物価高対応子育て応援手当として、子ども1人当たり2万円を給付する経費を、生活保護総務費では、生活困窮世帯等の光熱費助成として、家計負担激変緩和対策給付金、1世帯4,000円を給付する経費をそれぞれ計上しています。

衛生費の病院施設費では、電気代など諸経費の物価高騰に伴う経営支援のための、病院事業会計繰出金を計上しています。

農林水産業費の林業振興費では、物価高騰に対する家計支援のため、地域通貨「杉小判」を1人15枚、1万5,000円分を全町民に配布する経費を計上しています。

商工費の商工振興費では、中小企業等事業継続支援事業として、法人は1事業者5万円、個人は1事業者1万円をそれぞれ交付する経費を計上しています。

以上、一般会計補正予算額は、2億570万2,000円の増額であり、補正後の予算総額は、72億2,522万3,000円となります。

議案第2号から議案第7号までは、特別会計及び企業会計の補正予算についてです。いずれも各費目にわたって、令和7年人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠して、職員給及び諸手当の改定などに伴う経費を計上しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第8号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当を0.05月分引き上げるものです。

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正については、令和7年人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠して、給料表の改定を行うとともに、期末手当並びに勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げるほか、その他諸手当を改定するものです。

以上、本議会に提案しました議案の概要を説明しました。詳細については主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いします。

○議長（安道泰治） 提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第1号から日程第12、議案第9号までの9議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により議長において制限を

設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第1号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第6号）の補足説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本洋敬） 補正予算書1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第1号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第6号）でございます。

歳入歳出の総額を、それぞれ2億570万2,000円を増額し、歳入歳出の総額を、それぞれ72億2,522万3,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和7年度1月補正予算概要と補正予算書により説明させていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がございますが、ご了承いただきたいと思います。

いずれも各費目にわたって、令和7年人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠した職員給及び諸手当の改定などに伴う人件費の調整を計上するとともに、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計、水道事業会計及び病院事業会計の各会計について人件費を調整したことにより、それぞれの会計への繰出金の増額を計上しております。

また、物価高騰対策として、国の交付金を活用した5事業に要する経費を計上しています。

それでは、補正予算書の17ページをご覧ください。

民生費の児童手当給付費では、物価高対応子育て応援手当として、子ども1人当たり2万円を給付する経費を計上しています。

17ページから18ページにかけての生活保護総務費では、生活困窮世帯等の光熱費助成として、家計負担激変緩和対策給付金、1世帯4,000円を給付する経費を計上しています。

20ページの衛生費の病院施設費では、電気代など諸経費の物価高騰に伴う経営支援のための病院事業会計繰出金を計上しています。

20ページから22ページにかけての、また概要書では3ページとなる農林水産業費の地籍調査費では、実績に伴う事業費の組み替えを行っております。

22ページの林業振興費では、物価高騰に対する家計支援のため、地域通貨杉

小判を1人15枚、1万5,000円分を全町民に配布する経費を計上しています。

23ページの商工費の商工振興費では、中小企業等事業継続支援事業として、法人は1事業者に5万円、個人は1事業者に1万円をそれぞれ交付する経費を計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、2億570万2,000円の増額補正となっております。

次に、歳入についてでございますが、補正予算書7ページから8ページのとおり、地方交付税及び国庫支出金、県支出金、繰入金をもって措置しております。

説明は以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の2区分に分けて行います。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岡田光弘議員。

○9番（岡田光弘） 説明をいただきました。このたび一番大きなもので、物価高騰に対する家計支援としての杉小判ということで、過去にも9回ほどございまして、今まで一番多かったのが町民1人当たり1万円という金額だったと記憶しております。今回、1万5,000円ということで、これはもう県内でも最高水準の金額になると思います。思い切った金額の計上だと思います。

そういった中で、町民にとっては物価高騰対策ということですので、一日も早く住民の手に渡るといことが求められてくると思いますが、これに対する大まかなスケジュールと、それと今回1万5,000円ということで、そんなには変わらないと思うんですけども、この杉小判配布に係る経費についてのご説明をいただければと思います。

○議長（安道泰治） 北村山村再生課長。

○山村再生課長（北村直也）　　まず、スケジュールですけれども、杉小判の発行につきましては、もろもろの事務手続、杉小判の印刷、郵送の準備等を含めまして、恐らく3月上旬頃から、町民の皆様にご覧いただけると思っております。

期限ですけれども、6月末を想定してるところでございます。

内訳ですけれども、予算書の22ページをご覧ください。

概要は記載のとおりでございますけれども、まず事業費です。これは封筒等の消耗品になりますけれども、こちらが10万円、役務費、これは郵送に係る経費でございますけれども、107万円、委託料が、これは杉小判の印刷と発行に係る手数料がございます。こちら合わせて438万3,000円、交付金のところ。これが町民の方5,950名想定しておりますけれども、これを皆様に15枚ずつお配りするもので、8,925万円ということになっております。

以上です。

○議長（安道泰治）　　ほかにありませんか。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人）　　23ページ商工費の中小企業の方ですけれども、これは、考え方として、智頭町内に本社が所在する企業というふうに理解したらよろしいでしょうか。

○議長（安道泰治）　　迎山企画課長。

○企画課長（迎山恵一）　　法人につきましては、町内に本社企業を有する者のみということで考えております。

○議長（安道泰治）　　ほかにありませんか。

7番、大河原昭洋議員。

○7番（大河原昭洋）　　17ページの児童手当給付費です。元金補助及び交付金ということで、先ほど来から出ておりますように、物価高対応子育て応援手当ということで、1人2万円ということなんですけど、これは、これまでどおり、対象としては18歳未満ということよろしかったでしょうか。

○議長（安道泰治）　　西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎）　　おっしゃるとおり、18歳未満の方です。

○議長（安道泰治）　　7番、大河原昭洋議員。

○7番（大河原昭洋）　　となると、対象人数は、割り算すれば分かるんですけど、

620人ということによろしかったですか。

○議長（安道泰治） 西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 今回の物価高子育て応援手当なんですけれども、1人2万円で、基準につきまして、令和7年9月30日時点の児童手当の受給者プラス、3月までに出生されていくお子様を加味しまして、9月の時点でございますけれども、636人対象者がいらっしゃいまして、そのうち、子どもさんは、実際こちらのほうにいらっしゃるんですけれども、受給者の方が町外におられる方とか、そういった方を差し引きまして、また、出生者の方が2名ほどいらっしゃるということも勘案して、620名という具合に想定しております。

以上でございます。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

3番、西尾寿樹議員。

○3番（西尾寿樹） 20ページの地籍調査なんですけれども、全部見ても、任用職員の報酬が削られているのはこちらだけなんですけど、その要因に対して、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（安道泰治） 川本地籍調査課長。

○地籍調査課長（川本 均） 今の西尾議員の質問ですけれども、会計年度任用職員1名が12月で退職したことなどによる減にしております。

○議長（安道泰治） 3番、西尾寿樹議員。

○3番（西尾寿樹） 地籍調査と言えば、マンパワーが一番い要る事業だと思っておりますが、事業進捗に支障はないのでしょうか。

○議長（安道泰治） 川本地籍調査課長。

○地籍調査課長（川本 均） 現在のところ支障はございません。

○議長（安道泰治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第2号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 議案第2号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特

別会計補正予算（第4号）です。

補正予算書34ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ66万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8億6,597万9,000円とするものです。

歳出につきましては、40ページをご覧ください。

一般管理費において、令和7年人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠した人件費の調整を計上しております。

歳入につきましては、39ページをご覧ください。

一般会計繰入金で増額計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第3号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

前田福祉課長。

○福祉課長（前田美由紀） 議案第3号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）です。

補正予算書44ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ161万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億2,617万2,000円とするものです。

歳出につきましては、51ページから52ページをご覧ください。

一般管理費、介護予防ケアマネジメント事業費、認知症総合支援事業費、介護予防支援費、一般会計繰出金で、令和7年人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠した人件費の繰出金の調整を計上しております。

歳入につきましては、49ページから50ページをご覧ください。

国庫支出金及び支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金、介護予防サービス収入で計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第4号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書を1ページをご覧ください。

議案第4号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

収益的収入及び支出の下水道事業収益の営業外収益を24万円増額し、2億1,735万1,000円としております。

また、下水道事業費用の営業費用を24万円増額し、2億1,845万1,000円としております。その内訳としましては、第3条にありますように、職員給与費を24万円増額し、980万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、下水道事業費用のうち総経費について、令和7年人事院勧告を踏まえた人件費の調整額を計上しており、収益的収入につきましては、他会計補助金を措置しております。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第5号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第5号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）でございます。

収益的収入及び支出の下水道事業収益の営業外収益を23万円増額し、2億4,334万1,000円としております。

また、下水道事業費用の営業費用を23万円増額し、2億4,444万1,000円としております。その内訳としましては、第3条にありますように、職員給与費を23万円増額し、661万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出につきまして、下水道事業費用のうち総経費について、令和7年人事院勧告を踏まえた人件費の調整を計上しており、収益的収入につきましては、他会計補助金を措置しております。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第6号 令和7年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

西川水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第6号 令和7年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

収益的収入及び支出の水道事業収益の営業外収益を41万4,000円増額し、9,207万円としております。

また、水道事業費用の営業費用を64万7,000円増額し、8,981万8,000円としております。その内訳としましては、第3条にありますように、職員給与費を64万7,000円増額し、2,229万7,000円とするものでございます。

詳細につきまして、3ページをご覧ください。

収益的支出につきまして、水道事業費用のうち総経費について、令和7年人事院勧告を踏まえた人件費の調整額を計上しており、収益的収入につきましては、

他会計補助金を措置しております。

以上でございます。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第7号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 予算書1ページをご覧ください。

議案第7号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算（第4号）でございます。

第2条、収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益に4,350万円を追加しまして、総額20億3,461万1,000円とするとともに、病院事業費用に4,560万2,000円を追加しまして、総額22億2,405万7,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、給与費の補正に合わせて計上しております。

予算書15ページをご覧ください。

医業外収益としまして、他会計補助金を4,350万円の増額を計上しております。これは、物価高騰対策に係る交付金の受入れについて計上しております。医業費用と老人保健施設事業費用、訪問看護事業費用、それぞれの給与費につきまして、人事院勧告等を踏まえた給与改定による増額分を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第8号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

- 総務課長（山本洋敬） それでは議案書1ページから3ページをご覧ください。併せて、議案説明資料（概要）1ページもご覧いただきたいと思います。

議案第8号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことを踏まえ、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者の期末手当支給月数年間3.45月分を年間3.5月分に0.05月分引き上げることについて、所要の改正を行うものです。

改正条例第1条の改正は、令和7年12月期の期末手当支給月数を1.775月分とするものであり、同条2条の改正は、令和8年度以降は、6月期、12月期とも1.75月分とするものです。

施行期日は、公布の日からでありますので、令和7年度6月期の支給月数は、改正前の1.725月分のままであり、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するため、第2条による改正については、令和8年度以降に適用されるものです。

説明は以上でございます。

- 議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

山本総務課長。

- 総務課長（山本洋敬） それでは、議案書4ページから17ページをご覧ください。併せて、議案説明資料（概要）2ページをご覧ください。

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和7年人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準拠して、職員給及び期末手当並びに勤勉手当支給月数、通勤手当など諸手当について、所要の改正を行うものです。

改正条例第1条は、令和7年12月期の期末手当支給月数を1.275月分とするものであり、同第3条の改正は、令和8年度以降は6月期、12月期とも1.2625月分とするものです。

また、令和7年12月期の勤勉手当支給月数を1.075月分とするものであり、同条第3条の改正は、令和8年度以降は、6月期、12月期とも1.0625月分とするものです。

施行期日は、公布の日からでありますので、令和7年度6月期の支給月数は、改正前のままであり、第3条の規定は、令和8年4月1日から施行するため、第3条による改正については、令和8年度以降に適用されるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（安道泰治） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時40分

○議長（安道泰治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西川税務住民課長のほうから訂正があるようです。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） すみません。先ほど一般会計の質疑の中で、大河原議員さんのほうから、年齢につきまして、表現といたしますか、質問があったわけですが、それにつきまして、表現のちょっと訂正をさせていただきます。

今回の物価高対策子育て応援手当の支給につきまして、支給の対象者としましては、0歳から高校3年生までの子どもたちに、1人当たり2万円の給付ということになっております。そういうふうに訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（安道泰治） それでは、引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第1号 令和7年度智頭町一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号 令和7年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号 令和7年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号 令和7年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号 令和7年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号 令和7年度智頭町水道事業会計補正予算(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号 令和7年度智頭町病院事業会計補正予算(第4号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第8号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第1回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後 2時48分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和8年1月16日

智頭町議会議長 安 道 泰 治

智頭町議会議員 大 河 原 昭 洋

智頭町議会議員 谷 口 雅 人